

## 少年法の適用年齢引下げに改めて反対する会長声明

1 現在、これまで20歳未満を対象としてきた少年法の適用年齢を引き下げ、18歳未満とする案が検討されています。その理由には選挙権が18歳から認められるようになったことや、民法の成年年齢が18歳に引き下げられようとしていることとの均衡、少年事件が増加し凶悪化しているという意見、少年法の適用年齢を引き下げ、成人と同じ手続に付すことで、少年に厳罰を科すべきだという意見が主張されています。しかし、本当にそれでよいのでしょうか。

2 まず、「少年事件の増加や凶悪化」は本当に存在するのでしょうか。近年の統計をみると、14歳から19歳の非行・犯罪は年々減少しています。少年犯罪や非行の減少は、「少子化で子どもの数が減っているからだ」と思われるかもしれませんが。しかし、少年10万人当たりの犯罪数も年々減少しています（別紙1 青色の折れ線グラフ参照）。少子化だけが原因であれば、非行や罪を犯す子どもの割合は変わらないはずですが、実際は割合も年々減っているのです。殺人、強盗、放火など「凶悪犯罪」といわれる事件の少年の犯罪数も減少傾向にあります（別紙2 参照）。

少年事件が凶悪化しているといわれますが、実際は違います。

3 選挙権の年齢や成年年齢を引き下げること理由になりません。

公職選挙法の改正により18歳以上の国民に選挙権が与えられることになりました。民法の成年年齢も20歳から18歳に引き下げられようとしています。これに合わせて、少年法の適用年齢も18歳未満に引き下げようという意見もあります。その理由には、「法律の適用年齢を統一した方が国民に分かりやすい」という考え方があるようですが、本当にそうでしょうか。

少年法の目的は、非行を犯した少年に対して必要な保護処分を行うことで、少年の再非行を防止し健全な育成を図ることにあります。少年法の適用年齢はこのような目的に基づき、少年の未熟さを考慮した上で少年の健全な育成をどう実現するかという観点から決められています。選挙権の付与や民法の成年年齢の引き下げとは目的がそもそも異なります。目的が違うのですから、あえて年齢を統一化する必要はありません。

少年の健全な育成を目的とする規制には競馬や競輪などの公営ギャンブルや飲酒・喫煙の規制もあります。これらの規制は今後も現在とかわらず20歳未満を対象とされる見込みです。このように、法律の目的が違う場合に適用年齢を変えることは当たり前のことです。公職選挙法が変わったからという

ことは、少年法の適用年齢を引き下げることの理由にはなりません。

4 現行制度こそ18歳、19歳の少年を立ち直らせることができる制度です。

現行の少年法では全ての少年事件は家庭裁判所に送られます。家庭裁判所では、少年の健全な育成という観点から、少年の素養や保護者・交友関係を含めた環境等について、専門的知識を有する少年鑑別所や家庭裁判所調査官の調査結果をふまえて、少年の更生にとって適切な処遇を行うことで再度の非行や犯罪の防止を図っています。

成人であれば軽微な犯罪として処分されない事件や、罰金刑や執行猶予などで刑務所に入る必要がないとされるような事件でも、20歳未満の少年事件の場合には家庭裁判所での審判がなされ、必要があると判断された場合には少年院で教育を受けることもあるのです。

現在の少年法は、少年の更生にきちんと効果を発揮しています。冒頭に述べたように、少年犯罪が減少していることからこれは明らかです。

少年法は、心身ともに未成熟な少年に対しては、適切な環境や教育を施すことで良い方向に成長することができるという考えをとっています。18歳、19歳の少年もいまだ精神的に未成熟であることから、適切な環境や教育を施せば必ず立ち直ってくれます。

もし少年法の適用年齢を18歳未満に引き下げると、18歳及び19歳の犯罪は成人と同じ手続を受けることになります。その結果、再非行の防止に必要な処遇がなされず、多くの場合において不起訴や罰金・執行猶予の判決を受けるだけ、という結果になることが予想されます。

少年法の適用年齢を引き下げるとは、少年犯罪の抑止や厳罰化につながることはありません。

特に少年の社会的、経済的な自立がどんどん遅くなっている現在の状況では、罪を犯した18歳・19歳の少年にこそ、少年法による手続きの中で反省や更生の機会を十分に与え、また環境を整えて立ち直りのための十分な手当を施す必要があるといえるのです。

5 佐賀県弁護士会では、2015（平成27）年7月2日に「少年法の適用年齢引下げに反対する会長声明」を発し、少年法の適用年齢引下げに反対の立場であることを表明していますが、このたび、改めて、少年法の適用年齢引下げに反対する旨を表明します。

2017（平成29）年12月20日  
佐賀県弁護士会 会長 稲津高大

別紙 1

3-1-1-1 図 少年による刑法犯等 検挙人員・人口比の推移

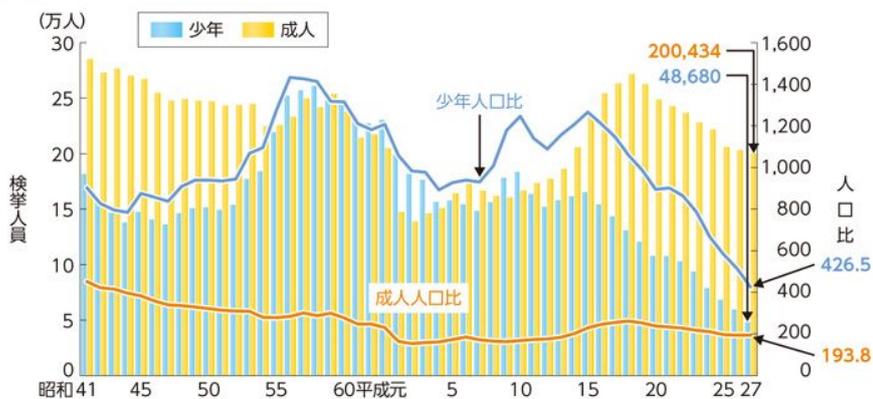
(昭和21年～平成27年)

① 刑法犯・危険運転致死傷・過失運転致死傷等



(昭和41年～平成27年)

② 刑法犯

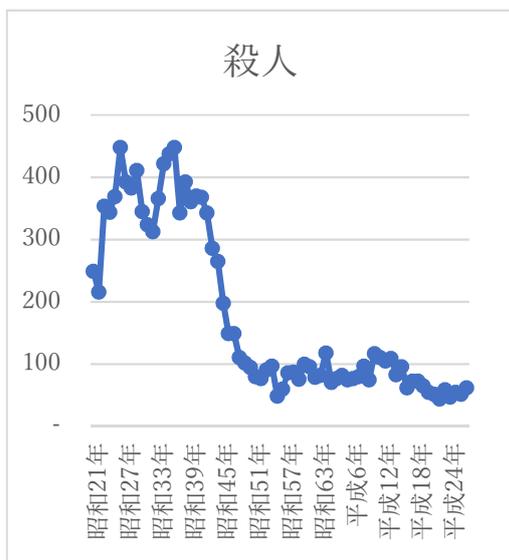


- 注 1 警察庁の統計、警察庁交通局の資料及び総務省統計局の人口資料による。  
 2 犯行時の年齢による。ただし、検挙時に20歳以上であった者は、成人として計上している。  
 3 触法少年の補導員を含む。  
 4 ①において、昭和45年以降は、過失運転致死傷等による触法少年を除く。  
 5 ①において、「少年人口比」は、10歳以上の少年10万人当たりの、「成人人口比」は、成人10万人当たりの、それぞれ刑法犯・危険運転致死傷・過失運転致死傷等の検挙人員である。  
 6 ②において、平成14年から26年は、危険運転致死傷を含む。  
 7 ②において、「少年人口比」は、10歳以上の少年10万人当たりの、「成人人口比」は、成人10万人当たりの、それぞれ刑法犯検挙人員である。

\* 平成28年版「犯罪白書」より抜粋。

## 少年による刑法犯 検挙人員（罪名別）

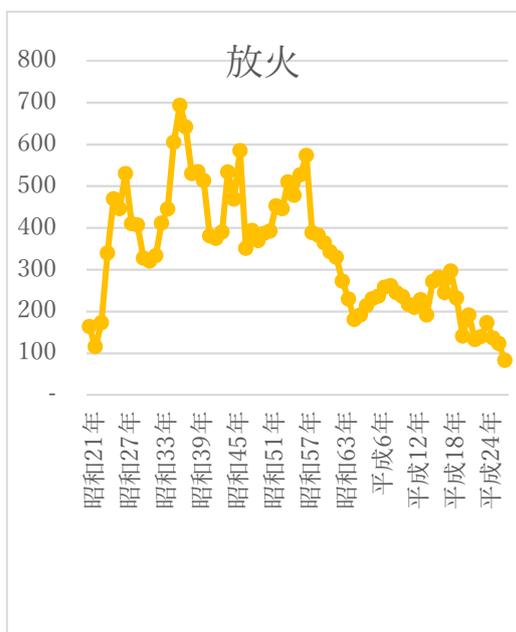
【殺人】



【強姦】



【放火】



【強盗】



\* 平成28年版「犯罪白書」 「資料3-3 少年による刑法犯 検挙人員（罪名別）」により作成。